



大村知事リコールの直接請求に

関連した二つの問題事例

全国研「住民と自治」の「直言」を真似て始めました。不定期でもシリーズ化していきます。

榊原秀訓（南山大学）

一 金で買う民主主義—大村知事リコールにおける不正署名

あいちトリエンナーレの「表現の不自由展・その後」に対する抗議をしていた河村名古屋市長や高須クリニックの高須克弥氏は、大村愛知県知事リコールの直接請求のための署名集めを行った。「表現の不自由展・その後」の企画は大村知事が決めたものではなく、専門的判断への介入を回避しようとしたものであった。しかし、両氏はそれを理解せず、大村知事にとっては到底納得がいかないであろうことは想像に難くないし、大村知事に対する批判は正当なものとは思えないが、そのことは別にして、首長が他の首長のリコールを求めることも一つの政治的主張だとすると、いかなる政治的主張に基づくものであれ、直接請求という手段の活用を否定することはできないと思われる。

驚くべきことは、そこに多数の不正署名が含まれていたことである。具体的には、愛知県選挙管理委員会は、2020年12月21日から署名簿の調査を実施して、2021年2月1日に調査を行った全435,334筆のうち、有効と認められない署名は362,187筆で、その割合は、83.20%とした。また、有効と認められない署名362,187筆について、同一人により書かれたと疑われる署名が約90%、選挙人名簿に登録されていない者の署名が約48%、選挙人名簿に登録されていない受任者により収集された署名が約24%であった。名古屋市とそれ以外を分けると右の表のようになる。

実際には、選管に提出されていない不正署名もあり、上記よりも多数の不正署名が存在するようであり、また、多数の不正署名には、故人の氏名や市

町村合併前の古い住所もあることから、古い名簿を利用して、高額な費用（マスコミでは1,000万円超ともされている）を支払われた業者を通して不正な代筆がなされたようである。現段階では、詳細は明確ではないが、民主主義を金で買おうとする組織的な不正と考えられる。リコール運動を主導した河村市長や高須氏は、不正があたかも外部者の陰謀で、自らは被害者であるかのような、また、両者はお互いに自らの責任を軽くしようとして運動を始めたのは相手であるかのような言動をしており、不正の説明責任を果たすことなく、かなり無責任な対応にとどまっている。法や人権を尊重しないポピュリズムの負の側面がわかり易い形で示され、直接請求が有する民主主義的価値を明らかに損ねるものでもある。

直接請求の署名は、所定の手続・条件を充足する必要があるが、それを欠くものは無効となるが、一定割合が無効となることは一般的である。また、地方自治法74条の4は、違法署名運動に対して罰則を定めている。これに対して、罰則によって直接請求を萎縮させることを避けるために、署名運動妨害はともかく、所定の手続に反するような場合には、署名の効力を否定すれば十分であるといった意見も出されている。しかし、今回の不正署名は、組織的な疑いが濃い極めて悪質なものであり、直接請求を萎縮させるといった懸念とはほど遠いと考

区分	調査署名数 (A)	有効と認められるもの	有効と認められないもの (B)	割合 (%) B/A
県計	435,334	73,147	362,187	83.20
名古屋市計	159,627	26,981	132,646	83.10
その他市計	256,278	43,028	213,259	83.21
町村計	19,429	3,138	16,291	83.85

えられる。罰則適用はともかく、直接請求の信頼回復のためにも、その全体像の解明が是非とも必要である。

二 不正署名に乗じた東栄町における直接請求への抑圧的チラシ

愛知県東栄町においては、このような不正署名に乗じた直接請求への抑圧的なチラシが配布されている。東栄町は、2018年3月に、新たな東栄医療センターの建設・開院の基本計画を公表し、機能を段階的に縮小しながら無床診療所として整備し、人工透析（10床）は継続して実施としていたが、2019年9月に、2020年3月末で人工透析部門を中止する方針へと転換した。これに対して、陳情署名が集められ、3月12日に総数7,933筆が提出された。そして、3月議会には、東栄町医療センターの人工透析室の継続を求める請願が提出されるが、賛成2人、反対5人で、町は、2020年3月末に人工透析を廃止した。これに対して、「東栄町人工透析・入院を守る会」が、2020年12月2日から1カ月間、東栄医療センター設置条例改正を求める直接請求の署名集めを行った。町選管によると、1,076筆が集まり、978筆が有効とされた。集められた署名に対して、2月10日から2月16日まで縦覧が行われたが、縦覧期間の開始日に合わせて、町長である村上たかじ氏の後援会発行として配布したチラシが、署名集め終了後のものではあるが、直接請求に対する抑圧的な対応を示すものであった。

このチラシは、知事リコール署名83%が無効、県選管が告発検討といったことを報じる新聞記事を掲載した上で、東栄町での署名運動に対して、「知らないうちに被害者として巻き込まれてるかも？ あなたは大丈夫ですか・・・」として、「①署名運動の内容説明を全て聞き理解した上で賛同の意思があり署名しましたか？」「②日付・生年月日・住所・氏名・押印など自分で署名しましたか？」「③ご家族が署名している場合、一人ひとりが署名運動の内容を全て聞き理解した上で賛同する意思があり、家族の人がそれぞれ自分で署名しましたか？」といった三点を問い、「署名運動代表者・委任者が注意すべきこと」として、「署名の偽造や数の水増しは3年以下の懲役か禁錮または50万円以下

の罰金 署名をした町民の皆様が罪に問われることはありません。」といったことなどを記載している。

つまり、組織的なものと考えられるリコール不正署名を全面に出して、条例改正という政策が論点となり、選挙人名簿登録者数は2,743人で、愛知県を対象とするリコールとは数が全く異なり、しかも必要な有権者数を大きく明白に上回っていることを無視したものである。政策を議論すれば足りるはずなのに、直接請求の民主主義的価値には関心がなく、罰則に焦点を当てた説明を行い直接請求を萎縮させる抑圧的なものである。

調べてみると、チラシ配布前の町選管の対応にもおかしな点がある。それは、抗議を受けて中止になったものの、町選管が疑義・不備ある署名者について自宅を訪問し、筆跡・代筆理由などを確認する「現地調査」を予定していたことである。請願署名に関するものであるが、岐阜県の関ヶ原町が小学校の統廃合反対の署名活動に関する戸別訪問による調査について、不当な目的があることや手段としての相当性を欠くとした名古屋高判平成24（2012）年4月27日判時2178号23頁に照らしてみても、「現地調査」の適法性は疑わしい。また、町選管は、「現地調査」の代わりに、「書面調査」を行い、署名の代筆者59人全員から「確認書」が提出されたようである。こちらについても、調査の必要性、内容や時期などについてその妥当性が問われる。

総務省の過去の調査をみると、直接請求してもなかなか条例案は可決されておらず、ハードルはかなり高いが、多数の住民の署名もあり、議会における真摯な「討議」が期待される。また、3月議会においては、議員から「村上たかじ後援会のチラシ」や「町選挙管理委員会の公正・公平性について」の質問も予定されており、質問に対する回答も注目される。さらに、住民団体が有権者の3分の1の署名が必要となる町長リコールの直接請求を計画していることも報道されている。

大村知事リコールの不正署名問題も、東栄町の抑圧的チラシ問題も今後解明されなければならない点が少なくなく、今後の展開を待って改めて検討したい。